

# 第 27 回

## 松江市開発審査会議案

令和5年6月1日(木)

松江市都市整備部都市政策課

## 第27回松江市開発審査会議事内容及び運営順序

### 《付議案件》

都市計画法第29条第1項の規定による許可(開発許可)について…1件

#### 議 第1号

項 目	内 容
申 請 者	松江市比津が丘四丁目2番34号 社会福祉法人開花 理事長 砂田 正英
申 請 地	松江市比津町字松ノ前291番3、字大堀292番及び293番、字彌市新田283番2
予定建築物の用途	幼保連携型認定こども園
該 当 基 準	松江市開発審査会運用基準12

### 《報告案件》

都市計画法第43条第1項の規定による許可(建築許可)について…2件

#### 報告 第1号

項 目	内 容
申 請 者	尼崎市次屋三丁目11番23号 竹内電機株式会社 代表取締役 竹内 啓
申 請 地	松江市北陵町50番1、51番1
予定建築物の用途	工場及び研究所
該 当 基 準	松江市開審査会特例取扱い (「ソフトビジネスパーク島根」における建築物等の建築)
許 可 日 ・ 番 号	令和4年12月12日 指令都開第66号

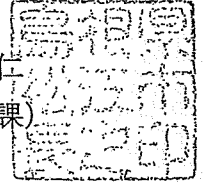
#### 報告 第2号

項 目	内 容
申 請 者	大阪市平野区背戸口二丁目4番7号 松江山本金属株式会社 代表取締役 山本 泰三
申 請 地	松江市北陵町36番1、36番2、37番1、37番2、37番3、38番1、38番2、131番2、132番1、132番2、132番3、256番2、256番3
予定建築物の用途	工場及び事務所
該 当 基 準	松江市開審査会特例取扱い (「ソフトビジネスパーク島根」における建築物等の建築)
許 可 日 ・ 番 号	令和5年3月15日 指令都開第1083号

都開第52号  
令和5年5月9日

松江市開発審査会会長 様

松江市長 上定 昭仁  
(都市整備部都市政策課)



都市計画法第29条第1項の規定による許可について (付議)

このことについて、都市計画法第34条第14号の規定により、次のとおり審査会に付議します。

1. 都市計画法第29条第1項の規定による許可（開発許可）

松江市比津町において、社会福祉法人開花が運営する幼保連携型認定こども園の駐車場用地拡張にかかる開発許可について、開発審査会に付議するもの。

2. 申請者

松江市比津が丘四丁目2番34号  
社会福祉法人開花  
理事長 砂田 正英

3. 申請区域の所在地

松江市比津町字松ノ前291番3、字大堀292番及び293番、  
字彌市新田283番2

4. 申請区域の面積

3,919.49平方メートル

5. 建築物の用途

幼保連携型認定こども園

6. 建築物の面積

延べ面積 535.68平方メートル（鉄骨造平屋建て）

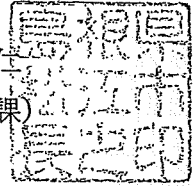
7. 該当する基準

松江市開発審査会運用基準12に該当

都開第52号  
令和5年5月9日

松江市開発審査会会長 様

松江市長 上定 昭仁  
(都市整備部都市政策課)



都市計画法第43条第1項の規定による許可について (報告)

このことについて、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定及び松江市開発審査会特例取扱いにより、次のとおり審査会に報告します。

1. 都市計画法第43条第1項の規定による許可（建築許可）

松江市北陵町の「ソフトビジネスパーク島根」において、竹内電機株式会社が工場、研究所を新築することについて、開発審査会に報告するもの。

2. 申請者

尼崎市次屋三丁目11番23号  
竹内電機株式会社  
代表取締役 竹内 啓

3. 申請区域の所在地

松江市北陵町50番1、51番1

4. 申請区域の面積

2,829.10平方メートル

5. 建築物の用途

工場及び研究所

6. 建築物の面積

延べ面積 371.80平方メートル（鉄骨造平屋建て）

7. 該当する基準

松江市開発審査会特例取扱い  
「ソフトビジネスパーク島根」における建築物等の建築

8. 許可年月日、許可番号

令和4年12月12日 指令都開第66号

1. 都市計画法第43条第1項の規定による許可（建築許可）

松江市北陵町の「ソフトビジネスパーク島根」において、松江山本金属株式会社が事務所及び工場を新築することについて、開発審査会に報告するもの。

2. 申請者

大阪市平野区背戸口二丁目4番7号  
松江山本金属株式会社  
代表取締役 山本 泰三

3. 申請区域の所在地

松江市北陵町36番1、36番2、37番1、37番2、37番3、  
38番1、38番2、131番2、132番1、132番2、132番3、  
256番2、256番3

4. 申請区域の面積

17,818.39平方メートル

5. 建築物の用途

工場及び事務所

6. 建築物の面積

延べ面積 9,659.12平方メートル（鉄骨造2階建て）

7. 該当する基準

松江市開発審査会特例取扱い  
「ソフトビジネスパーク島根」における建築物等の建築

8. 許可年月日、許可番号

令和5年3月15日 指令都開第1083号